

大竹市下水道排水設備指定工事店指定申請書

（新規・更新）

大竹市長 様

| | | |
|-------------|----------------------------------|---------------------|
| 申 請 者 | ふりがな | |
| | 商 号 (指定工事店名) | |
| | 住 所 (本店所在地) | 〒 |
| | 電話 | — — |
| 業 者 | ふりがな | |
| | 代表者職名・氏名 | |
| | 営業所所在地 (本店所在地と異なる場合記入してください。) | 〒 電話 — — |

○ 添付書類

【原則】

- 1 営業所平面図及び付近見取図（別記様式第1号－2）
- 2 誓約書（別記様式第2号）
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書、個人にあつては、住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 4 選任責任技術者名簿（別記様式第3号）及び広島県下水道協会会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類
- 5 設備及び機材証明書（別記様式第4号）

【特例】

- 1 連携市町（申請書に係る営業所の所在地を管轄する連携市町に限る。）の指定工事店証の写し
- 2 選任責任技術者名簿（別記様式第3号）及び広島県下水道協会会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類

（注）添付書類の原則・特例の区分及び連携市町については、裏面をご覧ください。

○ 添付書類の原則・特例の区分について

| 原則の場合 | 特例の場合 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請 ・申請者が特例の要件のいずれかに該当しない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が、特例の要件のいずれにも該当する場合 |

○ 特例の要件

- (1) 指定の更新に係る申請であること。
- (2) 申請に係る営業所が、連携市町のいずれかの区域内に所在すること。
- (3) 上記(2)の営業所について、その所在地を所轄する連携市町から指定を受けていること。

○ 連携市町

| 区 分 | 市 町 |
|-----|--|
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |
| 島根県 | 鹿足郡吉賀町 |